



労組周辺動向 No.20

2017年10月20日現在

1. 法・政策

(1) 裁判のIT化検討会を政府が設置—当事者の負担軽減めざす

政府が今月下旬に民事裁判手続きのIT化を推進するための有識者検討会を内閣官房に設置することが明らかになった。インターネットでの裁判所への書面提出、訴訟記録の電子化、テレビ会議システムを使用した審理の拡充などについて幅広く議論し、今年度内に提言をとりまとめる見込み。海外より遅れていた司法の電子化に政府が本腰を入れることになる。

裁判手続きのIT化を巡っては、2004年の民事訴訟法改正でネットを活用した裁判の申し立てなどが認められるようになった。だが、具体的な実施規則が整備されておらず、現状ではオンラインでの書面提出はできない。

(2) 新たに35万人に年金を支給：受給資格期間の10年への短縮を受けて

公的年金を受け取るのに必要な加入期間（受給資格期間）が25年から10年に短縮されたことに伴い、これまで無年金だった約35万人に10月13日、初めての年金が口座振り込みで支給された。厚生労働省によると、特にトラブルはなかったという。

受給資格期間は、通算で25年の加入期間を満たせずに無年金になっている人の救済を目的に、昨年法改正し、必要な期間を10年に短縮した。日本年金機構は2～7月に、対象となる67万6千人に通知を送付した。

(3) 日系4世の若者に日本就労の新制度導入へ 法務省方針

法務省は、ブラジルやペルーなど海外で暮らす日系4世の若者が日本で就労できる新たな在留制度を導入する方針を固めた。在留資格の発給には、一定の日本語能力などの要件を設け、年間数千人規模の受け入れを想定している。法務省は今後、国民から広く意見を募る「パブリックコメント」を実施。集まった意見を踏まえて年度内の導入を目指す。

自民党が国内の労働力不足対策の一環として、制度拡大を政府に求めていた。ただ、技能実習生と同様に「安価な労働力」として雇用の調整弁にされる懸念もある。

2. 法違反・闘い

(1) 「名ばかり管理職」認定、残業代支払い命令

名ばかりの管理職として働かされ、残業代が支払われなかったのは不当だとして、スポーツ施設を運営する「コナミスポーツクラブ」（東京）の元支店長の女性が同社に約650万円の支払いを求めた訴訟で、東京地裁は6日、約400万円の支払いを同社に命じる判決を言い渡した。

判決は「支店長の裁量は制限されており、経営への影響力はなく、管理監督者には該当しない」と指摘した。

(2) 都の病院、残業代未払い 1.2億円

東京都立小児総合医療センターが、医師ら職員約130人の休日や深夜の勤務に十分な残業代を支払っていなかったとして、立川労働基準監督署から是正勧告を受けたことが分かった。同センターは6月までに2014年度と15年度の職員の残業代未払い分約1億2千万円を支払った。

(3) 日本プロ野球選手会が不当労働行為で救済申し立て―「交渉が不誠実」

日本プロ野球選手会は11日、暴力トラブルを起こした巨人山口俊投手の処分見直しなどを求めてきたことに対して、巨人や日本野球機構が団体交渉に応じないのは不当労働行為に当たるとして、東京都労働委員会に救済を申し立てた。

選手会は、巨人が交渉に対して不誠実だった点として「当会との交渉を一方向的に打ち切った」「選手と個別に交渉した」「当会に対して回答を行わなかった」「客観的かつ具体的な資料を示さず、合理的な説明をしなかった」「義務的団交事項であることを否定した」ことを挙げた。

今回の申し立てについて、選手会側は、巨人山口俊に事前に了解を得るなどはしていないという。森忠仁事務局長は「山口選手は巨人軍と（契約について）合意していることであり、これは組合として独自に全選手に関わる問題として、労働組合の権利としてやっていけないといけないという判断でやっています。山口選手に了解をとって、というわけではありません」と説明した。

(4) 名古屋芸術大学が教授に自宅待機命令―教職員組合と対立か

名古屋芸術大学（愛知県北名古屋市）を運営する学校法人名古屋自由学院が9月、教職員組合の委員長と副委員長の教授2人に自宅待機命令を出し、教職員組合が「明確な理由がなく不当だ」と命令の撤回を求めていることがわかった。朝日新聞の取材に、法人は「現在、審議中。それ以上申し上げられない」と答えている。

組合関係者によると、9月22日、法人の川村大介理事長名で40日の自宅待機を命ずるメールが2人に届いた。後日、同じ内容の書面も郵送で届いた。理由として「職員の行為

が懲戒に該当する。またはそのおそれがある」「職員が出勤することにより、正常な業務の遂行に支障をきたす。または他の職員に与える影響が大きい」などと記載されていた。組合が具体的な理由を問い合わせたが「個別の案件には回答しない」と書かれた文書が届いたという。

この法人と組合は過去にも労働条件を巡って対立があり、愛知県労働委員会が2014年と16年にそれぞれあっせん案を示したほか、今年1月には組合が申し立てた不当労働行為の救済をめぐり、和解した経緯がある。

3. 情勢・統計

(1) トヨタ自動車の新制度を導入：業時間に関わらず一律17万円支給

トヨタ自動車は、2017年12月から残業の有無に関わらず一律17万円の残業手当を保証する新たな制度を導入することになった。

新制度は、10月14日のトヨタ自動車労働組合の定期大会で同意が得られたため、12月から実施されることになる。事務系や技術系の主任職約7,800人が対象で、45時間分の残業代に相当する月額17万円を、実際の残業時間に関係なく一律で支給する仕組みです。17万円分を超えて残業した場合は、その分も支給される。

(2) 外国人技能実習をコンビニ業界が要望：「問題多い制度を使うべきでない」との指摘も コンビニ各社が加盟する日本フランチャイズチェーン協会は、外国人技能実習制度の対象として、コンビニの店舗運営も加えるよう、年内にも政府に申請する見通しだ。

同協会は、「日本のコンビニをパッケージとして輸出したい。技能実習の対象となれば、実習生が店舗運営のノウハウの一番の理解者となってくれる」と海外展開を見据えた意義を説明している。コンビニでは現在、人材不足が慢性化しているが、同協会は「人材不足を補うためのものではない」と否定している。

これまで、外国人技能実習生は、工場や農家などが中心で、過酷な労働環境などが問題視されることが多かった。

「労働力の確保が本当の目的である。根本的な欠陥がある現行技能実習制度を人手不足解消に用いるべきではない」との意見もある。

(3) 「無期転換ルール」青森県内で浸透進まず／来年4月開始が徐々に近づき労働局が危機感

非正規労働者が5年を超えて勤務すると正社員と同様に定年まで働ける「無期転換ルール」の2018年4月開始まで半年を切る中、青森県内企業への制度浸透が進まない状況に、青森労働局が危機感を募らせている。同労働局が企業の労務管理担当者に行った調査では、約45%が「制度の内容を知らない」と回答。このままでは、制度開始後に契約期間を

ぐる労働者とのトラブルも懸念され、同労働局は月内にも経済、労働団体に制度周知や導入促進に関する要請を行う方針だ。

(4) 名古屋大のジェンダー研究施設に多様な性を配慮したトイレ

LGBTなど性的少数者に配慮したオールジェンダー（全ての性）トイレが、11月1日にオープンする名古屋大の研究施設「ジェンダー・リサーチ・ライブラリ」（名古屋市千種区不老町）に登場する。同施設はジェンダー問題に関する研究や情報発信の充実を図る狙いがあり、トイレの在り方にも工夫を凝らした。一般の人も利用可能で、大学発の新たな取り組みとして注目を集めそうだ。

トイレ前の壁面には人のかたどったレリーフが並ぶ。よく見ると、ひげをはやしたスカート姿の人もいて、性の多様性を表現しているのが特徴だ。トイレのドアも同趣旨の模様を施した。施設は篤志家の寄付などで整備され、オープン時にはジェンダー関連で約2万冊の蔵書をそろえたい考え。一般にも開放する。

大阪大も性別を問わずに利用できることを示す独自マークを考案し、11月以降、学内に新設する多目的トイレに掲示する予定。国際基督教大（東京都三鷹市）は今年4月、学内にある学生寮で性別を問わないフロアを設置した。

性の多様性を意識する大学が増えつつあり、名古屋大は今後、防犯面なども考慮しつつ、学内の他の施設でもオールジェンダートイレを設けるかを検討する。